四　法第六十条の二第一項第五号に掲げる事項に変更があった場合（取引所取引店の名称に変更があった場合に限る。）　当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面
五　法第六十条の二第一項第六号に掲げる事項に変更があった場合（その他事業を開始した場合に限る。）　当該その他事業の内容を記載した書類
六　法第六十条の二第一項第八号に掲げる事項に変更があった場合（国内に事務所その他の施設を設置した場合に限る。）　設置した国内の事務所その他の施設の組織及び人員配置を記載した書面
七　法第六十条の二第一項第九号に掲げる事項に変更があった場合　次に掲げる書類
［イ・ロ　略］
（変更の届出を要する場合）

第二百二十三条　法第六十条の五第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～十一　略］
十二　取引所取引業務として高速取引行為に係る業務を開始した場合
（業務の内容又は方法等の変更の届出）

第二百二十四条　法第六十条の五第二項の規定により届出を行う取引所取引許可業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならない。

一　第二百二十条各号に掲げるものに変更があった場合　同条各号に掲げるもの（内容に変更のあるものに限る。）を記載した書類及び第二百二十一条第十一号に掲げる書類（内容に変更のあるものに限る。）

［二～十六　略］
（高速取引行為に係る業務管理体制の整備）

第二百三十条の二　法第六十条の十三において準用する法第三十五条の三の規定により取引所取引許可業者（取引所取引業務として高速取引行為を行う者に限る。）が整備しなければならない業務管理体制は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一　高速取引行為に係る取引所取引業務を適確に遂行するための社内規則等（社内規則その他これに準ずるものをいう。）を整備し、当該社内規則等を遵守するための従業員に対する研修その他の措置がとられていること。
二　高速取引行為に係る電子情報処理組織その他の設備の管理を十分に行うための措置がとられていること。
（高速取引行為者以外の者が行う高速取引行為に係る有価証券の売買等の委託を受ける行為に準ずるもの）

第二百三十条の三　法第六十条の十三において準用する法第三十八条第八号に規定する内閣府令で定める行為は、第百十六条の四各号に掲げる行為とする。
（取引所取引業務に係る禁止行為）

第二百三十一条　法第六十条の十三において準用する法第三十八条第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

［一～八　略］

2　［略］

四　法第六十条の二第一項第四号に掲げる事項に変更があった場合（取引所取引店の名称に変更があった場合に限る。）　当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面
五　法第六十条の二第一項第五号に掲げる事項に変更があった場合（その他事業を開始した場合に限る。）　当該その他事業の内容を記載した書類
六　法第六十条の二第一項第七号に掲げる事項に変更があった場合（国内に事務所その他の施設を設置した場合に限る。）　設置した国内の事務所その他の施設の組織及び人員配置を記載した書面
七　法第六十条の二第一項第八号に掲げる事項に変更があった場合　次に掲げる書類
［イ・ロ　同上］
（変更の届出を要する場合）

第二百二十三条　［同上］

［一～十一　同上］
［号を加える。］
（業務の内容又は方法等の変更の届出）

第二百二十四条　［同上］

一　前条各号に掲げる事項に変更があった場合　同条各号に掲げる事項（内容に変更のある事項に限る。）を記載した書類

［二～十六　同上］

［条を加える。］

［条を加える。］
（取引所取引業務に係る禁止行為）

第二百三十一条　法第六十条の十三において準用する法第三十八条第八号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

［一～八　同上］

2　［同上］